福祉医療公費負担制度の一部負担金等の状況

1 重度心身障害者医療

(平成19年3月1日現在)

市 町 名 (受給者の方の住所)	一部負担金
広島市 庄原市※ 府中町 海田町	入院・通院とも無料
福山市	1 医療機関につき 1 日 1 □ □ 円 の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での 1 か月の負担金は、入院月 4 日まで、通院月 4 日まで
上記以外の市町	1 医療機関につき 1 日 1 □ □ 円 の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での 1 か月の負担金は、入院月14日まで、通院月 4 日まで

※庄原市にお住まいの方は、平成19年4月1日から1医療機関につき1日**100円**の患者負担額をお支払いいただくことになります。 (ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は入院月14日まで、通院月4日まで)

2 ひとり親家庭等医療

(平成19年3月1日現在)

市 町 名 (受給者の方の住所)	一 部 負 担 金
広島市 庄原市※ 府中町	入院・通院とも無料
福山市	1 医療機関につき 1 日 250円 の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での 1 か月の負担金は、入院月4日まで、通院月 4 日まで
上記以外の市町	1 医療機関につき 1 日 250円 の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での 1 か月の負担金は、入院月14日まで、通院月 4 日まで

※庄原市にお住まいの方は、平成19年4月1日から1医療機関につき1日**250円**の患者負担額をお支払いいただくことになります。 (ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は入院月14日まで、通院月4日まで)

3 乳幼児医療

(平成19年3月1日現在)

市町名(受給者の方の住所)	対象年齢	一部負担金
庄原市※ 廿日市市 府中町 熊野町	入通院とも就学前まで	入院・通院とも無料
広島市	入通院とも就学前まで	① 乳児(0歳児)及び乳児健康相談受診者等については入院は無料、通院は初診料算定時に 500円 の患者負担額をお支払いいただきます。(月4日まで) ② その他の人(①以外の人)は、1 医療機関につき1日 500円 の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで
三原市 三次市 安芸太田町 世羅町	入通院とも小学校6年生まで	1医療機関につき1日 500円 の患者負担額をお支払いいただ
呉市 福山市 大竹市 東広島市 海田町	入院:小学校6年生まで 通院:就学前まで	
江田島市	入通院とも小学校3年生まで	きます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月
竹原市尾道市府中市安芸高田市坂町北広島町大崎上島町神石高原町	入通院とも就学前まで	14日まで、通院月4日まで

※庄原市にお住まいの方は、平成19年4月1日から1医療機関につき1日**250円**の患者負担額をお支払いいただくことになります。 (ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は入院月14日まで、通院月4日まで) また、対象年齢は、「入通院とも小学校3年生まで」となります。

一部負担金の取扱いは、必ず受給者証で確認してください。